

第4次「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」の策定に向けた意見

子供たちの読書活動においては、量的に改善傾向にはあるようですが、今後は好きな本を読むだけにとどまらず、情報を主体的に読み解き、考えの形成に生かしていく読書（インタラクティブ・リーディング）の必要性が指摘されています。特に小学校低学年における語彙の量と質の違いが学力差に大きく影響しているとの指摘もあり、言語能力の育成は小学校教育における大きな課題となっています。

また、読書能力の一般的な傾向となる5つの段階とさらに前期の段階に分けられると提唱されていますが、幼児期から学童期にかけての読書能力形成がその後の社会的・職業的な自立に向けた学びに影響するとすれば、幼児期から学童期にかけて子供の読書活動を推進するために基本的な計画を策定していくことは喫緊の課題であるにとらえます。

近年、スマートフォンなどの普及に伴い、情報通信技術（ICT）を利用する時間が増加傾向にあります。情報に触れることは容易になる一方で、視覚的な情報と言葉との結びつきが希薄になり、取得した情報の意味の吟味や文章の構造や内容を的確にとらえて読解する機会が少なくなっているとの指摘もあります。

こうしたことを踏まえ、子供の読書活動推進のために各小学校の実態を踏まえよりよい計画を策定していただきますようお願いいたします。

記

（1）子供の発達段階に応じて読書習慣を形成するために必要なこと

子供たちがよい図書と出会い、言葉を学び豊かな感性を磨き表現力を高めるとともに、自分の考えを形成し相手に伝える行動を通して、豊かな人生を送ることは大切なことである。そのためにはまず就学前の早い時期に良質な図書と出会う機会を積極的に形成することが必要である。

幼稚園や保育園、子ども園では各園の工夫により図書コーナーを充実させるなど工夫している。また職員が読み聞かせ等の工夫をして園児に本の楽しさを伝えている。近年、家庭環境等の変化により、家庭で落ち着いて本を読む機会が少なくなっているとの指摘がある。幼児期において保護者が子供に読み聞かせをすることは大切であることを、教育の場以外の例えば保健所や公的施設・民間施設等で積極的に実施することを働きかけていただきたい。

また公立園と私立園とでは所蔵する図書の量等の差異が見られると言われている。幼児にとって公私の別なく良質な読書環境を整えることが必要である。

（2）高校生の不読率が改善されない中で、その改善を図っていくために必要なこと

町の書店では書籍の配列を工夫したり、新刊本に帯をつけ本の紹介をしたりする等の工夫をしており、そうした書店では高校生等学生をよく見かける。しかし、書店が減少傾向にあり、書籍を購入する場合はインターネットを利用することが多くなり、ますます活字離れが進んでいくことが予想される。高校の図書館や公民館等の図書館も充実してはいても足を運ぶ機会がなければ効果は期待できない。近年、民間団体の活動に対する支援を様々に工夫して読書週間等のキャンペーンやビブリオバトル等の取組が行われてきており、本に興味ある高校生と読まない高校生とで差異がある。

ビブリオバトルやアニメーション等は授業でも取り入れていることもあり、こうした優れた取組

例を積極的に紹介し関係者の取組の意欲をさらに高めることが期待される。

(3) 子供の読書の取組が進んでいない市町村において推進を図るために必要なこと

小学生の読書活動については、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき基本計画を定め、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組んだことで、学校図書館が充実し、保護者の関心も高まっている。特に、平成32年度より完全実施となる次期学習指導要領では、教科等の縦割りを越えた指導改善の工夫や指導の目的を「何をしているか」とどまらず、「何ができるようになるか」にまで発展させ、子供たちが学習内容を人生や社会のあり方と結びつけて深く理解したり、生涯にわたって能動的に学び続けたりすることができるようにすることが求められおり、今後も引き続き学校図書館の学習情報センター的活用機能の充実は不可欠である。

そのような中、学校図書館への新聞配備を行っていただいていることは大変ありがたい。市町村により差異がないように今後も引き続きお願いしたい。一方で新聞のデジタル化が進み、情報通信技術を活用することで複数の情報が容易に獲得できるようになってきている。デジタル等の新聞の複数配備について検討していただきたい。

学校図書館施設については、読書スペースが十分になく図書室で借りた図書を教室で読むことを余儀なくされている学校もある。近年、放課後子ども教室の設置等で都市部では余裕教室等が足りなくなっているが、新築増や余裕教室等を学校図書館に改修する際の国庫補助等を実施するなど、学校図書館施設の確保が必要である。

現在市町村の財政状況等により図書館の整備充実の違いがあるとしたら、本来の予算配当を確実にするとともに、読書活動の推進事例を具体的に示す等の効果的な取組への支援をお願いしたい。

(4) 子供が主体的・能動的に読書をするために必要な工夫

学校図書館法上、司書教諭については「学校には学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」とされており、司書教諭は学校図書館の活用を中心となることは基本である。また司書教諭が配置されていることで、子供が図書に触れる機会が増えており、これまで司書教諭の養成が着実になされてきたが配置状況については進んでいることは評価すべきことである。しかし、現状の教職員定数内の枠内で司書教諭配置となっており、当該教諭への負担が大きく、業務に専念できない実態が生まれており、働き方改革の視点にたっても業務が集中しない配慮が必要である。

学校によっては、保護者の読み聞かせ等のボランティアが学校図書館の充実に寄与している例が多くみられる。また、学校司書コーディネーター等として、司書資格をもつ外部人材を活用している自治体もある。しかしながら、学校の規模や財政基盤により配置については地域による差異が生まれてくる。スクールカウンセラーやソーシャルワーカーと同様に学校図書館をコーディネートできる外部人材の配置も今後検討することで児童がより図書になじみやすい環境を整えることが期待できる。

図書館資料の選定と活用は、学校の教育活動の一部として行われるものであり、特に次期学習指導要領の実現に向けては学校図書館の充実に向けて計画的に整備が必要である。そのため学校図書館資料の選定等についてこれまでどおり、学校組織として実施していくことが重要であり、選定基準の明文化や校内組織の確立に向けて誤解が生じないような工夫例を示していただけるとありがたい。

現在、特別支援教育の対象となる子供たちが増加傾向にある。しかし、例えば点字図書や音声による図書等の整備が十分に進んでいない。また幼児期においてかな文字がようやく読めるようになった時期の児童が電子書籍等で音声を聞きながら読書することも有効な手段であると考えられるが、学校図書館にはほとんど整備されていない。電子図書書籍を整備することを前向きにご検討いただきたい。